

岡山大学オープンイノベーション機構の設置に関する規程

令和元年 6月26日
岡大規程第92号

(設置)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に，企業の事業戦略に関わる競争領域の大型共同研究を集中的にマネジメントする中核組織として，岡山大学オープンイノベーション機構（以下「機構」という。）を設置する。

(目的)

第2条 機構は，大型共同研究の共創・推進を通じて，本学における財政基盤の強化，研究力の強化，人材育成，大学改革等の加速に資するとともに，社会に対して新たな価値を提供することを目的とする。

(業務)

第3条 機構は，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 産学共創に基づく事業実施に係る企業との連携施策の企画，立案，調整及び実施に関すること。
- 二 機構における知的財産戦略に関する企画，立案，調整及び活用に関すること。
- 三 研究開発プロジェクトにおける部局横断的な研究体制・人材育成体制の強化・推進に関すること。
- 四 機構における経営戦略の策定に関すること。
- 五 その他機構の目的を達成するために必要な事項

(部門)

第4条 機構に，次の各号に掲げる部門を置き，業務を行う。

- 一 事業統括部門
第2号及び第3号の部門の業務を統括する。
- 二 プロジェクトサポート部門
研究開発プロジェクトの法務，知財，財務・人事等の業務を支援する。
- 三 プロジェクトマネジメント部門
大型共同研究の実施及び研究開発プロジェクトのマネジメントを行う。

(研究開発プロジェクト)

第5条 プロジェクトマネジメント部門に，大型共同研究を行う研究開発プロジェクトを置く。

- 2 研究開発プロジェクトの組織及び運営については，それぞれの研究開発プロジェクトにおいて定める。

(構成員)

第6条 機構は，次の各項に定める構成員で組織するものとする。

- 2 機構に，機構長及び副機構長を置く。
- 3 事業統括部門に，統括クリエイティブ・マネージャーを置く。
- 4 プロジェクトサポート部門に，法務クリエイティブ・マネージャー，知財クリエイティブ・マネージャー，財務・人事クリエイティブ・マネージャーを置き，各職の下に，サブマネージャー又はプロモータを置く。
- 5 プロジェクトマネジメント部門にプロジェクトクリエイティブ・マネージャーを置き，同職の下に，プロジェクトマネジメントプロモータを置く。
- 6 その他機構長が必要と認める職員を置くことができる。

(機構長・副機構長)

第7条 機構長は，研究担当理事が兼ねる副学長をもって充てる。

- 2 機構長は，機構に関する業務を掌理する。
- 3 副機構長は，機構長が指名する者をもって充てる。
- 4 副機構長は，機構長の業務を補佐し，機構長に事故があるときは，その業務を代理する。

(運営会議)

第8条 機構に，機構の業務に関する重要事項を審議するため，岡山大学オープンイノベーション機構運営会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議に関し，必要な事項は，別に定める。

(自己評価等)

第9条 機構は，機構に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行う。

- 2 自己評価に関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第10条 機構の事務は，関係組織の協力を得て，研究協力部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程は，令和6年3月31日まで効力を有し，機構の設置意義，設置形態等について見直しを行うものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか，機構に関し必要な事項は，機構長が別に定める。

附 則

この規程は，令和元年6月26日から施行する。